

文化庁における暮らしの文化関連施策等について

これまでの文化庁における生活文化に関する取組としては、生活文化に関する取組として予算計上してきた施策と、各種事業の中で生活文化も対象として扱ってきた施策のほか、顕彰等の取組がある。

(1) 生活文化を対象とした施策

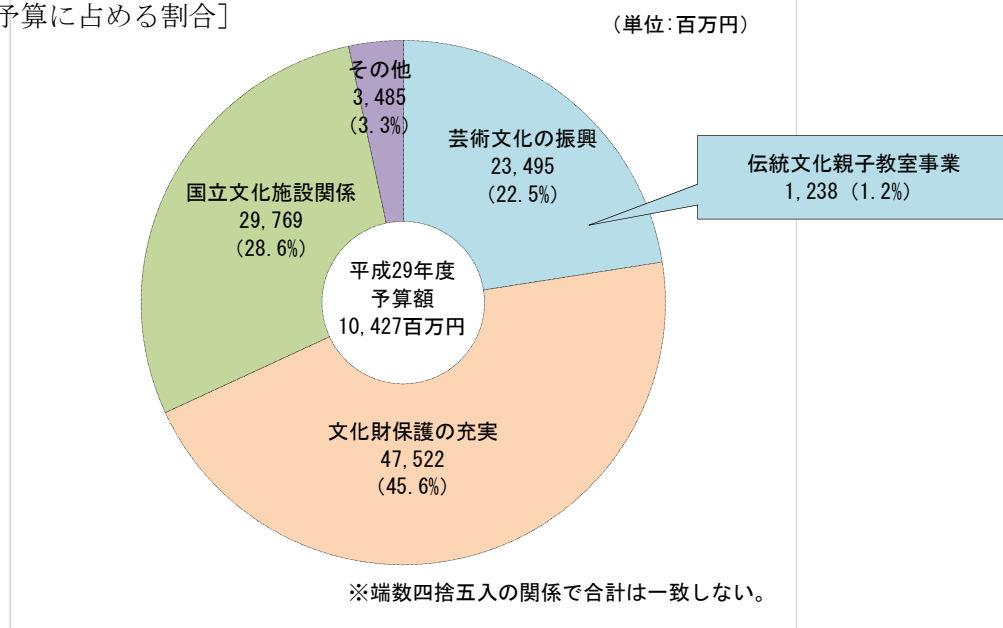
○ 伝統文化親子教室事業 平成 29 年度予算額 1,238 百万円(前年度予算額 1,202 百万円)

子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する取組を支援。同種の取組としては平成15年度から実施。

[生活文化・国民娯楽に関する事例]

伝統文化に関する活動を行う団体が、主に小学生・中学生を対象として学校外で華道、茶道、書道、郷土料理、囲碁、将棋、百人一首・カルタ等を継続的・計画的に体験できる教室を開催。

[文化庁予算に占める割合]



○ 伝統的生活文化調査研究 平成 29 年度予算額 13 百万円(前年度予算額 13 百万円)

茶道、食文化等の生活文化等について、次世代へ継承するための方策を検討するための実態調査等を実施。平成 27 年度には茶道・華道、平成 28 年度には郷土料理に関し、基礎的な資料を得ることを目的にアンケート調査等を実施。

(2) 生活文化も取り扱っている施策

・ 国民文化祭 平成 29 年度予算額 243 百万円(前年度予算額 243 百万円)

国民の各種文化活動を全国的な規模で発表する場を提供し、顕彰等を実施することにより、文化活動への参加意欲の喚起、文化創造の促進、地方文化の発展に資する。

[生活文化・国民娯楽に関する事例]

主催事業の一つとして、生活文化に関する事業を展開。

- ・ **全国高等学校総合文化祭** 平成 29 年度予算額 96 百万円（前年度予算額 83 百万円）
全国の高校生による文化部活動の発表の場として全国高等学校総合文化祭及び優秀校公演等を開催するとともに、文化部顧問の教員のための研修会に対する支援、外部指導者活用の事例集の作成・提供を行い、高校生の創造活動の水準向上を図る。（主催：文化庁、開催都道府県等）

〔生活文化・国民娯楽に関する事例〕

部門の一つとして、書道、将棋、囲碁、小倉百人一首かるた等の各部門を開催。

- ・ **文化庁「文化交流使」事業** 平成 29 年度予算額 70 百万円（前年度予算額 70 百万円）
我が国の芸術家・文化人等を「文化交流使」に指名、一定期間海外に派遣し、その専門分野に関する実演、実技指導、講演、講義、上映、展示、共同制作、情報交換等の活動を当該国において実施することにより、日本文化の紹介、芸術家等とのネットワーク作りを行う。

〔生活文化・国民娯楽に関する事例〕

過去に、食文化研究者、書道家、津軽三味線奏者、将棋棋士、囲碁棋士を各国に派遣。

- ・ **文化芸術による子供の育成事業** 平成 29 年度予算額 5,233 百万円（前年度予算額 5,123 百万円）
子供たちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげるため、芸術家個人や小グループを小学校・中学校等へ派遣し、講話、実技披露、実技指導等を実施。

〔生活文化・国民娯楽に関する事例〕

過去に、華道家、茶道家、書道家、食文化研究者、囲碁棋士、将棋棋士を小学校、中学校等へ派遣し、講話、実技披露、実技指導を実施。

（３）その他（顕彰制度等）

- ・ **顕彰制度**

文化活動に優れた成果を示し、我が国の文化の振興に貢献された個人・団体を表彰する「文化庁長官表彰」において生活文化関係者を表彰。

- ・ **ユネスコ無形文化遺産への登録**

平成 25 年（2013 年）、「無形文化遺産保護条約」に基づきユネスコが作成する「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（代表一覧表）に、「和食；日本人の伝統的な食文化」が記載された。

■ 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成27年5月閣議決定）

次代を担う子供たちに豊かな創造性、感性等を育むため、できるだけ幼い頃から、**伝統文化や文化財に親しむ機会を充実**

■ 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）

文化芸術団体との連携・協力を図りつつ**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援

■ 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月閣議決定）

文化芸術活動に対する効果的な支援、**子供の体験機会の確保、担い手の育成**・・・を進める

事業概要

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養することを目的とする。

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

実施主体：伝統文化に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施分野：民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊のほか、茶道、華道などの生活文化も対象

補助金額：予算の範囲内において定額

対象経費：指導者等への謝金・旅費、会場・用具の借料、教材費等

実施方法：文化庁から、全国の伝統文化関係団体を対象に募集を行い、有識者の審査を経て実施団体を決定
「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供



子供屋台囃子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

＜支援教室数＞

平成29年度
約4,000教室程度